

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の目的

稲城市（以下「本市」）は、近年の都市基盤整備により、利便性の高い交通網や緑豊かで良好な環境を基盤とした首都圏の近郊都市として発展しています。また、長い歴史のなかで伝統や地域社会とのつながりを大切にしてきました。こうした環境や条件を活かしながら、引き続き、地域全体を教育・学習の場とした稲城らしい教育と生涯学習の推進を図る必要があります。

近年、我が国では、少子高齢化の進行、社会・経済の情報・グローバル化、環境・資源問題への取り組みや、大規模災害への備えなど様々な課題を抱えています。また、地域コミュニティの希薄化や、規範意識の低下などの問題も指摘されています。さらには、教育をめぐる情勢についても、学校教育における学校や教員に対する信頼のゆらぎや地域における教育力低下などが問題となっているとともに、インクルーシブ教育^{※1}の推進が必要とされています。

一方で、東日本大震災の教訓から、安全・安心な教育環境構築に向けた取り組みが加速しています。また、地域の絆の重要性が再確認され、あらゆる場面で、生涯学習を通じた地域のつながりを強めようという機運も高まっています。

国では、平成18年の「教育基本法」の改正、平成20年の「社会教育法」の改正をはじめとして、平成23年「スポーツ基本法」の施行、平成25年「いじめ防止対策推進法」の制定と「第2期教育振興基本計画」の策定など、今日的課題への対応を進めています。

東京都では、平成25年に「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を明らかにしています。

本市では、平成23年に「第四次稲城市長期総合計画」を策定し、教育・生涯学習の分野において「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」の実現をめざすとともに、平成24年には「Inagi あいプラン 第三次稲城市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習の振興を図っています。

また、本市の学校教育の中では、ESD^{※2}を中心に据え、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めています。

なお、教育計画としては、平成22年に「稲城市教育振興基本計画」（平成22年度～平成26年度）を策定し、義務教育を中心とした施策に取り組んできたところですが、上記のような社会情勢の変化などを踏まえ、平成27年度から平成31年度を計画期間とする第二次稲城市教育振興基本計画を策定します。

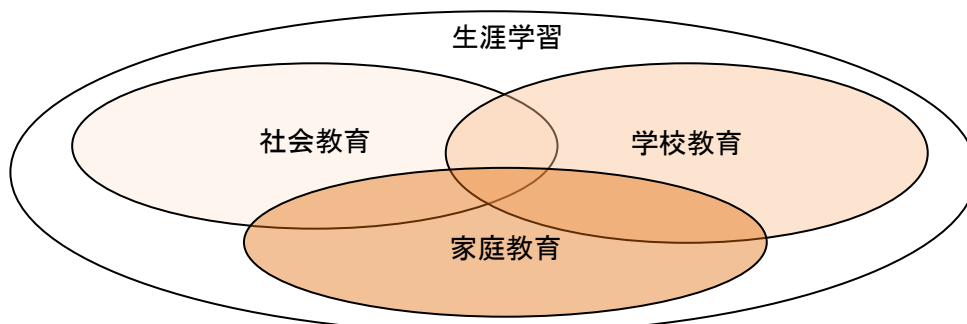
※¹ **インクルーシブ教育**：障害の有無に関わらず、だれもが身近な地域の学校で学べることをめざす教育。

※² **ESD**：Education for Sustainable Development の略。環境、開発、貧困など、現代社会の諸課題の解決につながる新たな価値観を生み出し、持続可能な社会の創造をめざす学習のこと。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「稲城市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、国の教育振興基本計画や東京都教育ビジョンを参酌しながら策定しました。計画の対象範囲は、上位計画である「第四次稲城市長期総合計画」の「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」（教育・生涯学習）に関わる分野です。また、市の関連個別計画などと整合・連携を図りながら策定しています。

■生涯学習イメージ図

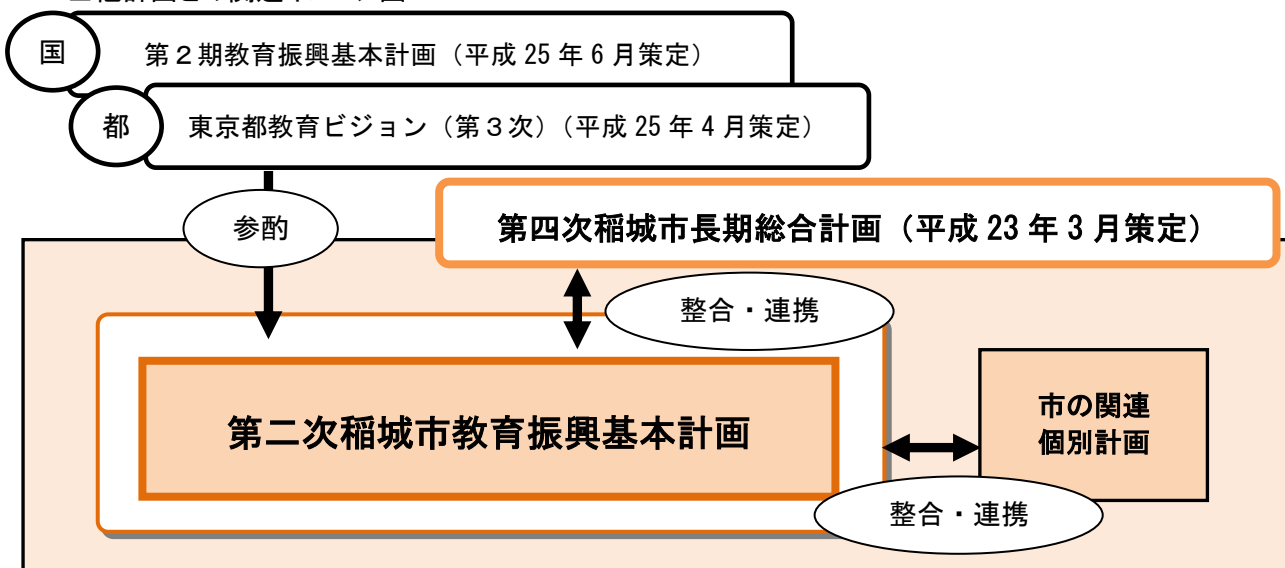


■教育基本法 抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

■他計画との関連イメージ図



第3節 計画の期間

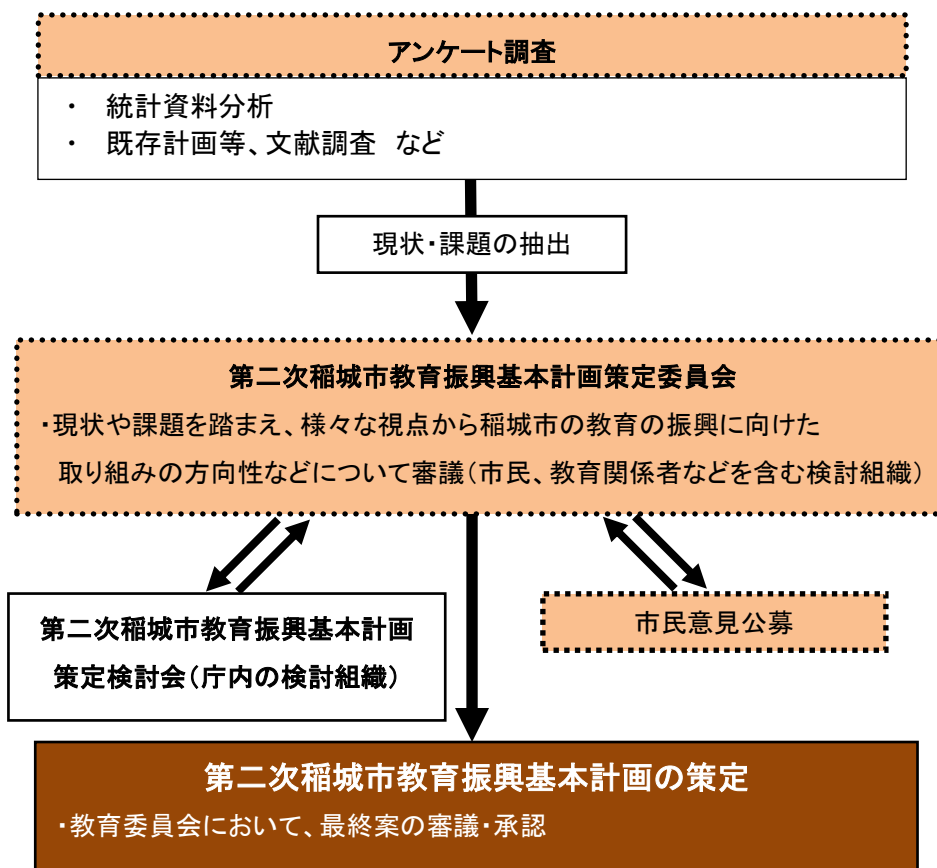
本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年を計画期間とします。この間、法律の改正や社会情勢の変化などにより、この計画を改定する必要がある場合には、適宜見直しを行うこととします。

第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、下記の検討組織を立ち上げ、連携をとりながら策定していきます。

また、アンケート調査、市民意見公募を活用するとともに、関係者などから広く意見を取り入れています。

■ 検討体制



※ [点線枠] は、市民参加による策定プロセスを示す